

## 参議院平和安全法制特別委員会冒頭発言

8月3日(月)

発言の機会をいただき、誠にありがとうございました。

7月26日の国政報告会における私の軽率な発言により平和安全特別委員会の審議に多大な御迷惑をお掛けしたことを、国民の皆様、与野党の先生方に心からおわび申し上げます。

もとより、私は、平和安全法制において法的安定性が重要であることを認識しております。今回の平和安全法制は、必要最小限度の武力の行使しか認められないとの従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理は全く変わっておらず、合憲性と法的安定性は確保されていると認識しております。

その上で、平和安全法制を議論していく上では、あくまでも合憲性及び法的安定性を当然の前提とした上で、憲法との関係とともに、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を十分に踏まえる必要があると認識しております。

国政報告会において安全保障環境の変化も議論しなければならないことを述べる際に、「法的安定性は関係ない」という表現を使ってしまったことにより大きな誤解を与えてしまったと、大変申し訳なく思います。私のこの発言を取り消すとともに、関係者の皆様に心よりおわびを申し上げます。

また、同じ国政報告会において、平和安全法制の成立時期に関する発言をしたことについても深くおわび申し上げます。

私の個人的な見立てを申し上げたわけではありますが、総理補佐官としてこのような発言をしたことは極めて不適切であったと考えております。

今後は、平和安全特別委員会の審議に御迷惑をおかけすることのないよう、総理補佐官としての職務に精励していく所存でありますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。